

## 【書評】有富純也著『日本古代国家と支配理念』

みつまつ まこと

### 1

この二五六頁の研究書は、著者の博士論文を基に出版された。内容の紹介に先立って目次を掲げれば、次の通り。

- 序章 古代国家研究の現状——国家とは何か
- 第一部 律令国家と儒教・神祇政策
- 第一章 百姓撫育と律令国家——儒教的イデオロギー政策を中心に
- 補論 律令国家の撫育政策
- 第二章 神祇官の特質——地方神社と国司・朝廷
- 第三章 神社社殿の成立と律令国家
- 第二章 社会・国家の変転過程
- 第一章 九世紀後期における地方社会の変転過程
- 第二章 九・十世紀の不堪佃田と律令官人給与制

- 第三部 摂関期の国家と支配理念
- 第一章 摂関期の地方支配理念と天皇——祥瑞・観農・受領罷申
- 第二章 摂関期の災異について
- 終章 日本古代国家の支配理念

まず序章「古代国家研究の現状——国家とは何か」に従って本書の課題と全体の構成を述べておこう。本書は、石母田正以後の古代国家論の停滞を前提に、『家族・私有財産・国家の起源』における国家の定義に向かって、「国家支配を正当化するような「イデオロギー」あるいは「支配理念」がなくては、国家の運営は不可能なのではないだろうか」との見解を対置して、新たな国家指標の可能性を探ることを全体の課題とする。観農政策・宗教政策を考察対象として律令国家を検討するのが第一部であり、学説史整理を踏まえ、律令国家から変化した摂関期の国家における朝廷の支配理念を論じるのが、第三部になる。律令国家から摂関期の国家への変転そのものを扱った第二部が、

そのあいだに挟まる。

以下、各章の内容を瞥見する。

第一部第一章「百姓撫育と律令国家」はまず、宣命・詔勅に見られる「撫育」を国史から抽出し、それが特殊な場合に発布され、天皇が儒教的な「仁」を有する存在であったことを示すイデオロギー政策だったと評価する。その上で、国司・地方行政監察使が施す撫育について、八世紀と九世紀以降に分けて検討を加える。すなわち、八世紀は国司・（これまで国司の監察がその職務として論じられてきた）地方行政監察使がそれぞれ百姓撫育を実施していたのに対し、九世紀の中央の使者は国司の監察に関わる範囲でしか百姓に撫育を行うことが無くなり、儒教的イデオロギー政策も国司に委任され、十世紀になると国司に関する百姓の訴えに応じた使者派遣すら無くなるのだという。続く補論「律令国家の撫育政策」は、「撫育政策」とは何か、整理するもの。それは、主として吉凶時になされ、免税・賑給・恩赦・仏教行事／神祇祭祀を内容とし、その後の日本列島に受け継がれていくものであるとのことである。儒教理念に基づく撫育思想が推古朝において導入され、七世紀半ば以後に政策として行われていくようになる」と推定される。

第一部第二章は「神祇官の特質」が論題である。唐とは異なり、日本の律令国家は形式上太政官と神祇官を頂点とするものの、神祇官の実態は太政官に属するものであった。そこで神祇官が日本の律令国家・その官司機構においてどのような役割を果たしているかの検討を通じ、神祇官がなぜ「官」であるのかを明らかにする。神祇官は①神祇令祭祀・特定神社の祭祀、②祈年祭ほかの班幣、③神祇職・神戸の中央における管理、④卜占を担当していたが、各地の神社祭祀・行政、

神戸の戸籍作成・租税管理は国司らの仕事であり、太政官も関係していた。神祇官自体、八省と同じく弁官に管隸しており、太政官と同等の官司ではない。しかし、班幣に関してのみは諸国神社の神祇職と直接幣帛の受け渡しを行っていたと考えられ、これは、全て「管隸」関係として一括できる太政官の階級制から、逸脱するものであった。この弁官・国司抜きで個々の神社と直接交渉できる点が、他の八省と区別される神祇官の特質であった。これが本章の主張である。

第一部第三章「神社社殿の成立と律令国家」は、神社社殿の成立時期に関する研究史を整理した上で、律令国家と神社の関係の如何を明らかにする。まず、律令国家の成立と社殿／神社の成立が対応するとの仮説を述べ、それ以前の宗教施設としては、常設社殿のないモリなどの空間と、神のクラなどの収納空間との二つが想定できるとする。そして、「社」の中国由来説を否定した上で、既存のクラに社殿の原型を求め、国家理念として幣帛の授受を重視した朝廷が創造した幣帛・神宝の保管施設として社殿を位置付け、社殿の維持に国司の関与が重要であった例を紹介する。

第二部の紹介に移ろう。第一章「九世紀後期における地方社会の変転過程」は、古代・中世過渡期の地方社会の変貌を論じるべく、文献史料と考古資料とを併用し、九世紀後半の坂東地域の争乱状況を可能な限りで明らかにする。東国における国司の帯剣や神階勲位、陰陽師の設置などから、その背景に戦乱状況が読みとられるとともに、同地域における集落の居住形態の変化・武器の出土の増加といった考古学の成果が紹介され、朝廷の地方統制の弱体化による地方社会の対抗・混乱状況の到来が推測される。

第二章「九・十世紀の不堪佃田と律令官人給与制」は、不堪佃田

(播種されなかつた輪租／地子田)・損田(水旱虫損で収獲の減つた田)に関する地方行政監察使が、他の使者より遅い時期まで派遣され続けたことに着目し、その実態を明らかにすることで、律令国家の変転過程を考察するものである。前者については承和年間後半から重視され、後者については八世紀半ば以降から派遣されたと考えられる。

それぞれ国司の報告後、不正チェックのため、派遣された。十世紀になると不堪佃田・損田を理由に節会が停止されており、朝廷財政の危機が窺える。十世紀前半のうちは不堪佃田・損田の減少を図っていた朝廷だったが、十世紀半ばになるとその報告は形骸化し、それと平行して官人給与制度が崩壊していく。これらの監察使が他の使者より遅い時期まで派遣され続けていたのは、税制や官人給与制といった重要な制度に関わるものだからであろう、とのことである。

続いて第三部。第一章「摂関期の地方支配理念と天皇——祥瑞・観農・受領罷申」は、摂関期についても儒教的政策に着目して、地方支配・天皇のあり方を論じようとする。まず、祥瑞について。八・九世紀には天人相関説に基づき祥瑞が善政の証として歓迎されたのに対し、十世紀半ば以降、祥瑞は必要とされなくなり、出現報告が見られなくなる。祈雨など地方の勸農政策についても、十世紀半ば以降、中央政府はその興味を失う。現地に赴く国司だけは一貫して勸農を続けたが、彼らの赴任時の儀式における天皇の直接賜祿が十世紀半ばを境に無くなるなど、天皇の地方社会に対する支配理念は変化していた。これが本章の主張である。

第二章「摂関期の災異について」は、摂関期の朝廷が、国司に委任せずに百姓の再生産に関与した撫育政策として、災害時の対応策を論じる。それによれば、十世紀の初めから十一世紀末期まで、蝗害や疫

病に際して、朝廷は全国に災害対応のための官符を発している。これに対し、緊急度の低い祈雨については、畿外に関しては受領に任せていた。十世紀を過ぎても、律令制的な、災異に際して天皇の徳を問う思想は続いているが、末法思想や過差の論理のように、多様な災異思想が見出される。

そして、終章「日本古代国家の支配理念」が示した結論を要約すれば、次の通り。

日本古代国家は儒教イデオロギーの都合のよい部分だけを受容する一方、独自に班幣制度を創出して、支配の正当化を図った。国家指標を考える上で、支配理念も含める必要がある。その意味では、日本列島における国家の成立を七世紀後期から八世紀初頭におくことができる。

九世紀半ばには各地方で争乱が生じ始め、田地の荒廃が見られ、十世紀の半ばには、税制や官僚給与のあり方も変化してしまう。支配理念のあり方にも変化が見られる。摂関期の国家は律令期における支配のあり方をそのまま受け継いでいるわけではないが、踏襲する場合もある。

全国を一律に支配するという律令制の理念に基づく祈念祭が形骸化する一方で、畿内近域の神社に限定された祈念穀奉幣が実施され(続いていっ)た事例や、疫病に関しては朝廷自らが対応を起こした事例から考えるに、日本の国家と深い関係を有していた律令制支配理念は、実質を失いつつも維持され、何らかの危機的状況において、必要に応じてその姿を見せる。

評者は、研究対象を同じくするどころか、近世／近代史を勉強している人間であり、大きなタイトルのついた専門を異にする博士論文と  
いうことで、読む前は、理解不能なほどに高度・複雑な議論が展開さ  
れているのではないかと身構えていたのだけでも、拍子抜けする  
ほどにわかりやすかった、という読後感を抱いた。

極めて明快な文体（象徴的なのが「あとがき」である）、銜うとこ  
ろの無い明快な史料の引用と丁寧な説明された解釈。理論的に見ても、  
「国家を考える上では支配理念の視点が必要だ」、という命題は単純明  
快である。

ストーリーも理解しやすい。例えば第一部第一章。「撫育」という  
中国由来のイデオロギー的政策が律令国家でも実施されていたことを  
示した上で、国司への委任の拡大という一般の傾向が、撫育政策も当  
てはまることを示した章である。中国的政策の移入、あるいは受領の  
権限拡大という、古代史の素人にもおなじみの図式によって明晰に立  
論されており、すぐに理解・納得できた気になった。

他方、第一部第三章や第二部第一章がとりわけそうなのだが、古代  
史研究がなんと困難な営みであることか、という印象を強く受けた。  
既に先学が目を通してきた史料の山から断片的な記述を拾い集め、何  
とか蓋然性の高い解釈を積み重ね、整合的な時代像を組み立てようと  
する。それでも研究史に確実に付け加えられることは多くない。専門  
家からは、何を今さら、と言われそうではあるが、やはり敬意を表し  
たい。

かかる事情故、個々の史料解釈の妥当性について云々する力量が評  
者に欠けていることは、この拙文の読者にもご理解いただけたと思う  
ので、以下、本書で利用されている概念や議論の構成方法を巡る断想  
を書き連ねることとする。

### 「宗教」・儒教・仏教

まず、「宗教」概念について。著者は、「儒教的イデオロギー政策」  
と「宗教的イデオロギー政策」を区別している（一九、四〇頁）が、  
儒教が宗教でないとするならば、何を以って宗教と呼んでいるのか？  
儒教とその他の宗教を峻別する基準を知りたいところである。<sup>(1)</sup>

とりわけ仏教については、第一部第一章補論・第三部第二章・終章  
で扱われているものの、総体としては「新たな論点を提示することは  
困難であると判断」され、議論の主役にならない（二〇頁）。当時の  
イデオロギー状況を理解する上で、これについての検討は欠かせまい。  
著者は同時に、仏教政策を「国家外的権威」として検討する石母田  
正に対して「宗教政策を「国家外的権威」と捉えることに積極的な根  
拠はなく、従えない」（二〇頁）としている。確かに本書で著者が検  
討した神社は、国家のイデオロギー装置そのものに見え、国家外的権  
威としては評価しがたい。しかし仏教は、国家外的権威としての性格  
を、より多く、有していたのではなからうか（やはり積極的な根拠を  
挙げることはできないのだけれども）。日本の古代国家における支配  
理念を総体的に把握するには、今後は仏教史研究との接合が重要に  
なってくるように思われる。

とは言えこの点は、著者自身よく認識するところであり、本書出版  
後、「疫病と古代国家——国分寺の展開過程を中心に——」<sup>(3)</sup>の公表が

あった。さらなる研究に基づく、議論の総合化が俟たれるところである。

### 連続と断絶

あるいは連続と断絶に関しても、いささか考えさせられるところがあった。著者によれば、「律令制支配理念は、実質性を失いつつも、維持されていたといえよう」(二三〇頁)。議論の筋は通っているように思う。しかし、あらゆる連続／断絶をめぐる議論につきものの問題なのだが、実質を失ったそれは別物に変わったと見ることもできるだろうし、他方、律令制成立以前の支配理念が変貌しつつ持続したのだとする見解も全否定はできない。

評者の専門に引き付けて言えば、国学者の著述を捲っていると、古代が理想の世界として参照される議論をまま目にするのだが、そこで参照される理想像は、記紀神話だったり、その後の天皇を中心とした古代史だったり、あるいは律令国家だったり、今日の視点からすれば、必ずしも一致しない。その後変質しつつも残存する古代的要素、その本質をどこに認めるのかは、やはり難しい問題であるように思う。<sup>4)</sup>

### 3

### 国家指標としての支配理念

本書を通読すると、「支配理念」なるものに関わる政策を古代国家が実施していたことは十分にわかる。しかし、国家にとってイデオロギー／支配理念が不可欠であるという命題自身は、序章においてざらりと主張されて以後、十分な論証が伴わないように思う。ヘーゲルならば現実的なものこそ理性的なものであると言うであろうが、だから

といって当為と実在を同一視するわけにはいかない。国家が国家たるには何が必要なのか、それはどだい、実証史学の手続きを通して語ることに適さない問いなのかも知れない。どの時期に国家が成立したのか、理論抜きに史料が明らかにしてくれるわけでもないとするれば、純史料実証的に議論を進めても、いつまでも国家指標は帰納されないままのように思える。

国家指標の問題をさて置いて、結局のところ、古代国家の支配理念とは如何なるものなのか、という問いに対しては、古代史にとって宿命的な史料的制約のために、当初期待していたほどの体系的な内容は登場しなかったように思う。儒学あるいは神祇といった儀礼・宗教・観念に関わる政策や範疇、確かに存在するそれらの、立ち現れ方の集合体としてしか「支配理念」なるものを撫でることができず、もどかしさを感じる。評者が普段接する世界の实証水準から見れば、論証困難な領域に突入しているようにも見える。しかしこれについては、問題に応じて要求される実証水準が異なると見るべきなのだろう。重要な問題ならば、実証的に困難であろうとも、取り組まなければならぬ。研究の蛸壺化によって、対象とする時代ごとに必要となる実証水準・技法が固まってしまい、結果として研究史が逼塞状況にある観もある今、同じ対象を扱う様々なディシプリンに親しみながら、挑戦していく姿勢には学ぶべきものがあると思う。

支配理念の有無を国家指標とすることに対しては、既に疑問を呈する書評が出ている。松木俊曉氏によるそれを<sup>5)</sup>評者なりに要約すると、次の通り。

①儒教的でない地域的な支配イデオロギーは律令国家以前からある。だから国家の指標となる支配理念の有無は、それが全国のかどうか

だけで判断される。律令国家は全国的な存在なのだから、わざわざ支配理念を国家指標として位置付けるメリットが判らない。また、支配理念の適用範囲が限定される撰関期の国家は「国家」未満の存在になるのか。<sup>(6)</sup>

②撫育の欠如と地方社会の争乱とが結びついた議論がなされる一方、支配理念が存続するにもかかわらず律令制が変転するのであれば、支配理念の影響力・有効性は限定的に理解すべきことになる。どちらに力点があるのか。

③撰関期の社会の変転から当該期の支配理念の変化を説明しているが、そうなるも支配理念の独自性が否定されてしまわないか。支配体制とは別に、支配理念に独自の变化の画期を認めることはできないか。また、律令制支配理念の退転過程の分析はあっても、撰関期の支配理念の独自性の分析が無い。

④結論は後期律令国家論と初期権門体制論を折衷したものの。

⑤国家論というより王権論として課題設定すべきではなかったか。

①から③は、支配理念の存在を国家指標とする説の、理論的弱点・説明力の低さを衝いたものであり、それ故⑤のような総括がなされていると考えられる。松木氏も自認する通り、「制度史の個別論点の評価や指摘」は論点になっていない。著者の支配理念に関わる制度に関する実証の成果は、評価の主たる対象とされていないのである。

評者も、前述した通り、本書が、支配理念が国家指標であることを説得的に提示した、とは思わない。むしろ、国家指標とは実証史学の手続きによって帰納的に実証できる事柄ではなく、そこから演繹すべき理論的出発点ではないのか。エンゲルスを援用した石母田も、エンゲルス自身も、四指標が国家指標であること自体を史料から実証した

わけではなからう。だとすれば、「以上のような国家による勸農政策や宗教政策は、エンゲルスの国家指標の範疇にはない。しかし勸農や宗教は、徴税を成り立たせるうえで必要なものである可能性が高く、国家の成立やあり方を探るためには、考察対象とすべきであると考えられる」(四頁)と述べてすぐに実証に入るのではなく、なぜそれが国家指標たりうるのか、もつと理論的な検討に紙幅を割くべきではなかったか。そうした理論的前提がちゃんと共有されていれば、折角の支配理念に関わる諸政策の実証成果を組上に揚げない書評が登場することもなかったと思うのだ。

#### 「イデオロギーと国家のイデオロギー諸装置」

翻って考えてみて、理論的源泉にエンゲルスのみを引いてくる議論は、今日の人文学の世界にあつては(あるいは社会科学の世界でも)珍しいもののように思う。石母田はヘーゲル、マルクス、エンゲルスにスターリンといったあたりを参照しているが、マルクス主義理論の諸潮流は、その時点で停滞したわけではない。その後の論者が「石母田氏の国家論に安住してしま」った(二頁)こと、実証面での精緻化の一方で根源的な問いを棚上げにしまっている状況を、克服すべき現状だと捉えるのであれば、「唯物史観を再検討せねばならない現在」(同)であつても、否、だからこそ、その後の知的世界の広範な地殻変動に対応した理論的検討が必要なのであり、ならば再度エンゲルスの位置から出発しなおすのではなく、今日の批判的な諸知との対話から始めてもよかつたのではないか。<sup>(7)</sup>

こう考えたとき、マルクス主義国家論に新たな知見を加え、それを踏み越える展開を導き出したという意味で、最も有用であらう議論は、

明らかにアルチュセールのそれである。マルクス主義的諸理論のその後の展開（あるいは解体）を考える上で不可欠な存在である彼の国家論は、イデオロギーというものを生産諸関係の再生産に不可欠なものとして位置付けており、本書の課題に正面から理論的示唆を与えうる性質のものである。即ち、支配に服従する主体を作り上げ、生産諸関係を再生産する。それは暴力・抑圧というよりもむしろ、イデオロギーの働きによってなされる。かくして支配的イデオロギーによって統一された国家のイデオロギー諸装置が、国家の各所における再生産活動を成り立たせる役割を果たすことになる。誤解を恐れずにアルチュセールの議論のうち、イデオロギーと国家の関係に関わる部分を要約すれば、こんなところであろうか。こうした視座がマルクス主義国家論に付け加えられなければならない旨を述べた表現を掲げれば、次の通り。「国家理論を前進させるためには、ただ単に国家権力と国家装置の区別を考えるだけではなく、同時に、明らかに国家（の抑圧）装置の傍らに存在するが、しかし国家（の抑圧）装置とは異なつたまた別の現実を考慮に入れることが必要である。われわれはその現実を、その概念にしたがって、国家のイデオロギー諸装置」と呼ぶことにする<sup>(8)</sup>。

こうした視座は、明らかに著者の眼と同じところに焦点を結んでいる<sup>(9)</sup>。実際、著者は述べている。「マルクス・エンゲルスによれば、国家は収奪・抑圧機構であることが前提となっている。だからこそ、エンゲルスの示した「国家の指標」は右のようになる。しかし、国家はこれらの指標だけで機能できるものだろうか。国家が収奪を行う機構であることを否定はできず、警察・軍事機構や徴税機構などは国家にとって重要不可欠であると考え、収奪されるのみで民衆は納

得するのだろうか。民衆側に収奪を同意させるような、もしくは、民衆の生活を安定させるような理念、いわば国家支配を正当化するような「イデオロギー」あるいは「支配理念」がなくては、国家の運営は不可能なのではないか」（三三四頁）、と。「民衆の生活を安定させるような理念」という表現において別のベクトルの解釈の道を開くものであるが、基本的姿勢においてはアルチュセールのそれと同一のものである。さらに言えば、タイトルに「支配理念」と銘打ちつつも、狭い意味での理念や理念に裏打ちされた諸政策のみならず、それを担った諸制度・装置の側に強い注目を示している点も、単に史料制約によると見るより、アルチュセールのであると評価すべきところであろう。

ただし、「民衆の生活を安定させるような理念」という評価を先ほど別のベクトルと述べたが、「撫育」に強く着目する実証の成果自体は、支配理念が如何に服従を調達したか／しえなかつたかを示すというよりも、古代国家が如何に民衆の生活を安定させることを課題視していたか／していなかつたかを明らかにしたものとなっているように思う。この点は、アルチュセールとはやや方向性が異なるように思う<sup>(10)</sup>。こうした論じ方は、史料に即して当時の支配理念の国家における位置を明らかにしようとする著者の実証的態度から生じたものである。哲学者の言説の援用が、ともすれば薄つべらな理論を現実に対して適用してみせたものとして看做されがちな傾向を考えれば、仮に本書がアルチュセールを援用したとしても、この程度の距離感は、むしろ理論と実証のちょうど良いバランスを示したものとも言えるのではなからうか<sup>(11)</sup>。

以上、要約を踏まえ、本書の実証成果と国家指標についての主張の關係付けが十分な説得力を發揮していない点を述べた上で、本書の視点とアルチュセールの視点の交錯するところについて論じ、その理論的可能性について述べてきた。それは、彼の議論から出発していれば、支配理念を国家指標として用いることの困難さにおいて本書が評価されることもなかったように思うからである。従って、最後に著者に聞きたいもっとも大きな疑問を掲げておくとすれば、それは、アルチュセールの理論の理解の如何についてであり、また、その適用可能性をどう考えるかである。より端的に言えば、彼の理論を知っているこうした議論を行っているのか、だとすればそれが明言されないのは何故か、ということに尽きる<sup>(12)</sup>。

(東京大学出版会、二〇〇九年)

## 註

- (1) 結局著者は、日本における「撫育」を、中国の儒教由来の歴史的概念として位置付けたのか、それとも民衆をかわいがる措置一般を指す語として位置付けたのか、という疑問もあるのだが、この問いに対する答えによって、あわせて解消されるように思う。
- (2) この概念については後述する。
- (3) 『歴史評論』七二八(二〇一〇)に掲載。
- (4) 例えば、政府が太政官神祇官の二官制を採っていた明治初年、国学者は、全国神社の神祇官直支配を訴えた復古主義的な派閥

(平田直門ら)と、行政機構と切り離された神祇官の特立に批判的で、神祇官の神祇省への格下げと、有力大社のみを中央政府の直接支配下に置く政策を推進した派閥とに分かれていた。後者は、天皇の下で行政と祭祀を一括して行う祭政一致を実現させた存在として、近代的な天皇祭祀の確立者とも目されている(津和野・鳥取派)。しかし本書に学んでみると、津和野派が行った無力な神祇官の管掌範囲の縮小は、日本の古代国家が辿った道をそのまま再現したもののようにも見えてくる。かかる視座からすれば、彼らのほうが正しい「復古」派だったということになる。

(5) 『歴史学研究』八七一(二〇一〇)に掲載。

(6) これに先立つ、小倉慈司氏による本書についての「書評と紹介」は、紙幅の問題もあつてか、内容に関する立ち入った評価に充てられた字数は限られているものの、律令制期以前にも何らかの形の支配理念は存在していたはずであり、それを分析する必要があつたのでは、と指摘している。『日本歴史』七四一(二〇一〇)に掲載。

(7) 先行研究や史料の外にある理論的根拠は、石母田のようなビツグネームによって既に保証書が付されたものでないと、用いることを許されない。古代史学界がそんな世界ならば話は別なのだが、まさかそんなこともあるまい。不用意な理論の導入を忌避する風潮は、今日の実証史学の世界一般にみられるものだとは思いうるけれども。

(8) ここではルイ・アルチュセール『再生産について イデオロギーと国家のイデオロギー諸装置』(平凡社、二〇〇五)に従った。



(9) かかる立場からすれば、イデオロギーの問題は当然、王権論ではなく国家論から扱って然るべきである。

(10) 「再生産の保持という観点からは離れた、純粋に儒教的・宗教的イデオロギー政策でもあった」(一九頁)といった「再生産」の語の用い方も、アルチュセールというより、一般的なマルクス主義の用法に近い。

(11) もしも著者の議論において図式主義を衝くならば、むしろ③・

④の松木氏の指摘が意味を持つことだろう。

(12) 日本史学の世界においてアルチュセールの理論に示唆を受けたことを明言した論者としては、黒田俊雄が挙げられる。そのイデオロギー論に関する言及は、例えば「転換期の歴史学——現代歴史科学の方向——」(『黒田俊雄著作集』八、法蔵館、一九九五)に見られる。あるいは日本の歴史学界において国民国家批判論を定着させた西川長夫がアルチュセールの紹介者でもあったことも、覚えておいてよい事実であろう。

追記・拙稿の脱稿後、川原秀夫氏による書評(『史学雑誌』一一〇・七、二〇一一)が公表された。先述の二氏によるものと併せて、参照されたい。